旭川市行政不服審查会運営要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市行政不服審査会条例(平成28年旭川市条例第6号)第8条の 規定に基づき、旭川市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事 項を定めるものとする。

(除斥の手続等)

- 第2条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の調査審議をすることが できない。
 - (1) 審査請求に係る処分についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る 処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - (2) 審査請求人
 - (3) 審査請求人の配偶者,四親等内の親族又は同居の親族
 - (4) 審査請求人の代理人
 - (5) 前2号に掲げる者であった者
 - (6) 審査請求人の後見人,後見監督人,保佐人,保佐監督人,補助人又は補助監督人
 - (7) 法第13条第1項に規定する利害関係人
- 2 委員は、前項各号に掲げる場合のほか、調査審議に参加することにより、公正な調査審議の実施をさまたげるおそれがあると認めるときは、その旨を申し出て、調査審議の参加を回避しなければならない。

(口頭意見陳述申立て及び主張書面又は資料の期限の通知)

- 第3条 審査会は、調査審議の効率的な遂行のため、会議の開催に先立ち、ロ頭意見陳述の 申立て及び主張書面又は資料(以下「主張書面等」という。)を提出すべき相当の期間を 定めることができる。
- 2 審査会は、前項の規定により相当の期間を定めたときは、様式第1号により、行政不服 審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第3項において準用す る法第74条に規定する審査関係人(以下「審査関係人」という。)に通知する。
- 3 審査会は、前項の規定による通知を行う場合には、あらかじめ様式第1号別紙により、 当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定によ る他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付について の意見を聴くものとする。

(主張書面等の提出の求め)

第4条 審査会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により、審査関係

人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第2号により、当該審査 関係人にその旨を通知する。

2 審査会は、前項の規定による通知を行う場合には、あらかじめ様式第2号別紙により、 当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定によ る他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付について の意見を聴くものとする。

(口頭意見陳述)

- 第5条 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見 陳述の申立て(補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。次項において同じ。)は、口頭 意見陳述申立書(様式第3号)により行うものとする。
- 2 審査会は、口頭意見陳述の申立てがなされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か (補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。)を決定し、様式第4号又は様式第5号によ り、当該申立てを行った審査関係人に通知する。
- 3 口頭意見陳述は、旭川市内で行うものとする。
- 4 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内と する。ただし、審査会が特に必要と認めたときは、この限りではない。
 - (1) 審査請求人及びその補佐人
 - (2) 参加人及びその補佐人
 - (3) 審査庁の職員
- 5 審査関係人が審査会において口頭意見陳述を行う時間は,20分以内とする。ただし, 審査会が特に必要と認めたときは,この限りではない。
- 6 審査会は、口頭意見陳述を行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければな らない。

(主張書面等の閲覧又は交付)

- 第6条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書(様式第6号)により行うものとする。
- 2 審査会は、審査関係人から前項の規定により主張書面等閲覧等請求書が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等に係る閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、様式第6号別紙により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。
- 3 審査会は、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見を踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、様式第7号又は様式第8号により、当該求めを行った審査関係人に通知する。

(調査審議の手続の併合又は分離)

- 第7条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る調査審議の手続を 併合し、又は併合された数個の審査請求に係る調査審議の手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る調査審議の手続を併合し、又は分離した ときは、様式第9号又は様式第10号により、審査関係人に通知する。

(答申方法)

- 第8条 答申は、旭川市長に対し、様式第11号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。
- 2 答申書には、審査会の結論、判断の理由並びに審査会の名称及び委員の氏名を記載しなければならない。
- 3 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、様式第12号の書面を添えて、郵送により行う。

(答申書の更正)

- 第9条 審査会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。
- 2 前項の更正をしたときは、様式第13号の書面を添えて、その内容を旭川市長に対し通知する。
- 3 前項の規定による通知をしたときは、様式第14号の書面を添えて、当該通知に係る書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の調査審議の手続は公開しない。ただし、口頭意見陳述については、審査会は公開することを相当と認めるときは、当該手続を公開することができる。

(会議録)

第11条 審査会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目、発言者、発言内容その他必要な事項を記録した議事録並びに議事要旨等を記載した会議録を作成しなければならない。

(答申内容の公表)

第12条 審査会が答申したときは、速やかに、その内容を公表する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会

長が定める。

附則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

審査庁等様

旭川市行政不服審查会 会長

口頭意見陳述申立て及び主張書面又は資料の提出期限の通知

(様)は、次の審査請求について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、当審査会に対し、口頭で意見を述べること、また、同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において口頭意見陳述の申立て及び主張書面又は資料の提出期限を定めたので通知します。

1 審查請求年月日

年 月 日

- 2 提出期限等
 - (1) 提出期限

年 月 日

(2) 提出方法

様式第3号「口頭意見陳述申立書」及び主張書面又は資料を、持参、郵送又はFAXで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき閲覧又は写しの交付に供することがありますので、その適否についての考えを、別紙で提出してください。

(宛先) 旭川市行政不服審査会

住 所

氏 名 @

電話番号

提出書類の閲覧又は写しの交付について

旭川市行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することについては、

() 差支えがない。

() 適当ではない。

<適当ではない理由>

審査庁等様

旭川市行政不服審查会 会長

主張書面等の提出の求めについて

次の審査請求について、次の理由により当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、主張書面(資料)の提出を求めます。

1 審查請求年月日

年 月 日

- 2 提出期限等
 - (1) 提出期限

年 月 日

- (2) 提出を求める理由
- (3) 提出方法

任意の様式により作成した主張書面又は資料を、持参、郵送又はFAXで当審査会に提出 してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき閲覧又は写しの交付に供することがありますので、その適否についての考えを、別紙で提出してください。

(宛先) 旭川市行政不服審査会

住 所

氏 名 @

電話番号

提出書類の閲覧又は写しの交付について

旭川市行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することについては、

() 差支えがない。

() 適当ではない。

<適当ではない理由>

口頭意見陳述申立書

年 月 日

(宛先) 旭川市行政不服審査会

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

次の審査請求について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭意見陳述を求めます。

1 審查請求年月日

年 月 日

- 2 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定による補佐人 の同伴の許可申請
 - (1) 補佐人の同伴を必要とする理由
 - (2) 補佐人の住所,氏名,年齢及び職業

(住所)

(氏名)

(年齢)

(職業)

審査庁等様

旭川市行政不服審査会 会長

口頭意見陳述の実施について(通知)

次の審査請求について, 口頭意見陳述を次のとおり実施することとしたので, 通知します。

1 審査請求年月日

- 2 口頭意見陳述の日時及び場所
- 3 補佐人の同伴

審査庁等様

旭川市行政不服審査会 会長

口頭意見陳述について(通知)

次の審査請求について、口頭意見陳述の申立てがありましたが、次の理由により実施しないこととしたので、通知します。

1 審査請求年月日

年 月 日

2 口頭意見陳述を実施しないこととした理由

主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

(EII)

(宛先) 旭川市行政不服審査会

住 所

氏 名

電話番号

次の審査請求について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり閲覧(写し等の交付、閲覧及び写し等の交付)を求めます。

1 審査請求年月日

- 2 求める主張書面等の名称等
- 3 閲覧,交付の別
 - □ 閲覧
 - ・希望する閲覧時期
 - □ 写し等の交付
 - ・希望する交付方法

(EI)

(宛先) 旭川市行政不服審査会

住 所

氏 名

電話番号

提出書類の閲覧又は写しの交付について

旭川市行政不服審査会に提出する(した)主張書面又は資料を,行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき,他の審査関係人に閲覧させ,又はその写し等を交付することについては,

() 差支えがない。

() 適当ではない。

<適当ではない理由>

審査庁等様

旭川市行政不服審査会 会長

主張書面等の閲覧等の実施について(通知)

年 月 日付けで請求のありました次の主張書面等の閲覧等については、実施する こととしましたので、次のとおり通知します。

- 1 閲覧等を実施する主張書面等の名称等
- 2 閲覧等ができる日時及び場所
- 3 写し等の交付に係る手数料の額

審査庁等様

旭川市行政不服審查会 会長

主張書面等の閲覧等について(通知)

年 月 日付けで請求のありました次の主張書面等の閲覧等については、次の理由 により実施しないこととしたので、通知します。

- 1 閲覧等を実施しないこととした主張書面等の名称等
- 2 閲覧等を実施しないこととした理由

審査庁等様

旭川市行政不服審查会 会長

調査審議の手続の併合について(通知)

(様)が行った次の審査請求について、旭川市行政不服審査会運営要領第7条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合したので、通知します。

(次の諮問については、旭川市行政不服審査会運営要領第7条第1項の規定に基づき、調査 審議の手続を併合したので、通知します。)

1 審査請求年月日

年 月 日

2 審査請求年月日

審査庁等様

旭川市行政不服審査会 会長

調査審議の手続の分離について(通知)

年 月 日付けで調査審議の手続を併合した旨を通知した次の審査請求については、旭川市行政不服審査会運営要領第7条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を分離したので、通知します。

1 審査請求年月日

年 月 日

2 審査請求年月日

審査庁(旭川市長)

旭川市行政不服審查会 会長

答申書の交付について (通知)

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく次の審査請求について,別紙答申書を交付します(年度答申第号)。

1 答申に係る諮問内容

年 月 日付け 第 号

様

旭川市行政不服審查会 会長

答申書の写しの送付について (通知)

(様)が行った次の審査請求について, 年 月 日付けで答申をしたので, 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第79条の規定に基づき, 答申書の写しを送付します。

1 審查請求年月日

審査庁(旭川市長)

旭川市行政不服審查会 会長

答申書の更正について (通知)

年 月 日付け答申(年度答申第 号)について、旭川市行政不服審査会第9条 第1項の規定により別紙のとおり更正したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

様

旭川市行政不服審査会 会長

答申書の更正について (通知)

旭川市長宛ての 年 月 日付け答申(年度答申第 号)について、旭川市行政 不服審査会第9条第1項の規定により 年 月 日に更正し、同条第2項の規定により 旭川市長に対して通知したので、同条第3項の規定に基づき、その写しを送付します。